

平成 8 年 3 月 2 9 日
長崎県公安委員会規則第 6 号
最終改正 平成19年 5 月25日

指定自動車教習所における仮運転免許関係事務の委託に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第 1 項、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第40条の 2 及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第31条の 4 の 2 の規定に基づき、長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許関係事務のうち、指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）の教習生に係る仮運転免許事務（以下「仮運転免許事務」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(仮運転免許事務の委託)

第 2 条 公安委員会は、法第108条第 1 項及び施行規則第31条の 4 の 2 の規定により認められた法人（以下「受託者」という。）に、仮運転免許事務を委託するものとする。

(委託する仮運転免許事務)

第 3 条 委託する仮運転免許事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 仮運転免許申請の受理に関する事務
- (2) 仮運転免許に係る適性試験及び学科試験の実施（可否の判定を除く。）に関する事務
- (3) 仮運転免許証の作成及び交付に関する事務

(仮運転免許事務の場所)

第 4 条 受託者は、当該事務を指定教習所において行わせるものとする。

(その他必要事項)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項は、長崎県警察本部長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成10年長崎県公安委員会規則第 1 号）

この規則は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年長崎県公安委員会規則第16号）

この規則は、平成19年 6 月 2 日から施行する。